

中国経済における「制度」の 連続性をめぐって

——土地所有・企業制度からの視点

梶 谷 懐

はじめに	207
I モノの所有：土地所有制度と市場取引	209
II ヒトの所有：人的資本と企業制度	219
III 中国の資本主義的発展と企業形態の多様性	223
おわりに	230

はじめに

本論考の目的は、土地所有制度や会社制度といった現代中国において重要ないくつかの「制度」について、前近代的な伝統中国社会との連続性の問題をどのように考えればよいか、具体的な事例を踏まえて考察することにある。

近代的な制度と前近代的な制度の関係に関して、「近代的な諸制度の受容こそが持続的な経済成長をもたらす」と主張する「近代化論」のバリエーションとして、「前近代的な制度のあり方こそが近代的な諸制度の受容に影響する」という議論が、主流派の経済学者の中で次第に影響力を持つようになっていく。代表的なものがアセモグルとロビンソンらによる一連の著作だと言えるだろう⁽¹⁾。一方で、故・青木昌彦の強い影響を受けながらいわゆる比較経済制度分析をリードしてきた研究者たちの間で、「文化」が経済活動に与える影響についての実証的な研究が盛んに行われるようになっていく。ただそれらの研究は、近代的な法制度に支えられた市場取引を西洋起源の個人的な文化に結びつける一方、そのような近代的な制度が発展しなかった地域の取引慣行を権威主義的な政府や、閉鎖的・共同体的な文化と結びつける、という二項対立的な枠組みをとっているものがほとんどである⁽²⁾。

例えば、カリフォルニア大学バークレー校のジェラルド・ロランは、史学および考古学の研究に基づいて構築された古代～現代にわたる時期の様々な地域における「国家」の社

会経済状況に関するデータベースを用いて、国家主義システムと市場システムとの間の大きな相違を特徴付けることを目的とする研究を行っている⁽³⁾。

同論文では、土地・奴隷の所有制度、法律制度（財産法・契約法）、市場経済（商業・貿易）、権力の集中、都市・商人の役割、氏族関係、民族の多様性などについて1～10のスコア付けを行い、市場活動（国内商業、国際貿易）の発展度および法体系、政治制度、社会制度に関する評価スコアの間には密接な相関があることを示した⁽⁴⁾。ロランの結論は、私的所有制度、財産法・契約法、権力の分散、などの個人主義的な制度の発展が、市場活動の活発化をもたらすというアセモグル＝ロビンソンらの一連の著作と同じ結論を導き出している、と言ってよい。

本稿の目的の一つは、現代における諸制度に、前近代的な制度の在り方が重要な役割を果たす、という問題意識を維持しながらも、すでに挙げたような主流派経済学者による決定論的な枠組みを批判し、それとは異なる形で議論の枠組みを構築することである。決定論的な枠組みを用いてある経済の「制度」や「文化」を捉えることは、基本的に西洋中心的な、あるいは発展段階論的な視点の持つ限界を免れないのではないかと考えるからである。すなわち、中国を含む非西洋社会の経済発展の道筋を、自由で開かれた市場経済と、民主的な議会政治の下で法の支配が貫徹した国民国家の組み合わせというあるべき「目標」に至る一本道として描く以外の方法はないのか、という問題意識が、アセモグル＝ロビンソン、およびロランらの研究には欠けていると言わざるを得ない。

本稿のもう一つの目的は、一口に前近代的な制度からの連続性、といっても、それは具体的な局面によって多様な現れ方をすると、いうことを明示的に示すことである。例えば、近代的な経済成長にとって重要な役割を果たす生産手段の制度化の問題一つとってみても、土地に対する所有制と会社（法人）による物的人的資本の所有制で状況は大きく違うと考えられる。前者の側面に注目し中国社会の近代西洋社会とは対比される形での独自性を強調する研究は数多いのに対し、後者の会社組織における中国と西洋との対比に注目した研究は実はそれほど多くないように思われる。本稿は、このような既存の研究の空白を埋めることも目指したい。

本稿の構成は以下の通りである。まずⅠ節では「モノの所有」の代表例として土地の所有に焦点を当てた議論を行う。現代中国における土地制度改革、特に農村部における農地の財産権改革に注目し、「一田両主制」に代表される伝統中国社会の土地制度との連続性という観点からその検討を行う。

第Ⅱ節では、「ヒトの所有」に焦点を当てた議論を行う。ここでは主に20世紀の産業社会的を支える法人企業制度と伝統中国に代表的な「合股」制度を対比させることで、産業

資本主義の発展に不可欠な人的資本の利用をめぐる問題に、前者のみがうまく対応できたことをみていく。

第Ⅲ節では、第Ⅱ節の議論を踏まえ、現代中国においても法人企業制度に特有の「二階建ての構造」に基づいた企業グループの形成、拡大が盛んに生じており、そのことが、公有制企業や、「合股」のような伝統的経営形態を持つ企業の在り方をも包摂するような多様な資本主義経済の発展をもたらしていることを、具体的な事例を踏まえながらみていく。

I モノの所有：土地所有制度と市場取引

1 現代中国農村の土地制度改革

政府主導による土地制度改革

本節では前近代における物的資本の代表例として土地所有制の特徴に注目しその現代中国との連続性を考えてみたい。まず、改革開放期における、政府による土地の収用と有償譲渡を通じた都市開発に関する法律や政策の整備、さらには政府による不動産価格抑制政策の変遷などを整理しておく。

計画経済のもとで都市－農村の二元構造のもとでの土地公有制を堅持してきた中国において、政府による「土地政策」の名に値するものは行われなかった。農村では1970年代後半に人民公社主体の集団農業体制から生産責任制に代表される家族営農制に移行するが、耕地の請負権の分配は依然として集体（村）が厳格に管理しており、農地の流動化や農業以外の目的への転用が政府の政策課題となることはなかった。企業が教育・医療も含めた従業員の福利厚生を丸抱えする、いわゆる「単位社会」の下で住民への住宅供給が保障されていた都市においても事情は同じである。

中央・地方政府が主体となった本格的な都市開発およびそれに伴う土地政策が行われるためには、中央政府の主導により土地取引に関する法律の整備などの一連の制度構築が行われる必要があった。まず、1986年に「中華人民共和国土地管理法（以下「土地管理法」）」が施行され、公有制を前提とした土地管理の法体系が整えられた。

翌1987年には、深圳市で初めて都市における国有地使用权の有償譲渡、すなわち（地方）政府が土地の使用权を民間の開発業者に払い下げ、その資金をインフラなどの都市建設に投じる、という形をとった都市開発の手法が開始された⁽⁵⁾。この政策のモデルとなったのは、イギリス植民地時代の香港政庁による都市開発の手法であったといわれる。さらに1988年の憲法改正で、土地使用权をレンタルしたり譲渡したりすることが合法化された。また同年における土地管理法の修正によって、このような制度に対する法的な裏づけが行

われ、さらに1990年の国務院による「都市における国有地使用权の譲渡・売買に関する暫行条例」によって、具体的な行政執行の手続きならびに、住宅地が70年間、工業用地が50年間、商業用地が40年間という、都市における国有地の使用权の期限についても具体的に定められた⁽⁶⁾。

このような制度的な整備を背景に、1991年には全国17の省・自治区・直轄市で、国有地使用权の有償譲渡が試験的に行われる。そして、1992年に鄧小平による南巡講話をきっかけにして、第一次不動産開発ブーム（「土地囲い込み（圈地）ブーム」）が生じることになる⁽⁷⁾。

その間にも、土地・不動産取引に関する制度的な整備は着々と進められた。中でも重要なのが、それまで国有企业を中心とした「単位」により支給されていた都市住宅の「持ち家化」と「商品化」に関する改革である⁽⁸⁾。都市における不動産市場の創設と育成に関しては、すでに1993年の中共中央による「社会主義市場経済体制の建設に関する若干の問題に関する決定」においてその方針が示されていたが、1994年の「都市不動産管理法」において具体的に規定された。続いて1994年の国務院「都市住宅制度改革の深化に関する決定」、および1998年の同「都市住宅制度改革の一層の深化と住宅建設の加速に関する通達」により、都市住宅の商品化を進め、計画経済時代より続いてきた住宅の現物支給制度を廃止し、住宅建設を促進するという方針が明確化された。一連の住宅商品化への動きは、都市住民層の住宅需要を刺激し、2002年以降の第二次不動産ブーム発生の大きな原因の一つとなっていく。

土地取引に関しても、農地などの集団所有地を政府が収用し開発がスムーズに行われるための制度づくりが進められた。まず1996年には深圳市と上海市で国立の土地投資会社が設立され、これらの機関（土地備蓄センター）が、地方政府から委嘱される形で開発用地を収用すると共に整地やインフラ整備などその管理も一括して行うという「土地備蓄制度」が導入された⁽⁹⁾。同年の「不動産業の発展に関する若干の問題についての通知」により、農村などの集団所有地についても政府がいったん収用し、国有地に転換してから譲渡可能になるということが明記された。

土地備蓄制度による農地開発

1990年代後半に中国の土地政策は大きな転機を迎える。特に、1998年における土地管理法改訂（施行は1999年）は、地方政府による独占的な農地収用、都市開発の手法に道を開いたという意味で、一つの画期をなすものであった。そこでは、農村における集団所有地の非農業用地への転用にあたっては一旦政府が収用し「国有化」することを義務付けたほか⁽¹⁰⁾、土地の全体的な利用計画（「土地利用総体規画」）の作成にあたっては国務院あるい

は省級政府の認可が必要であることを明記する（第21条）など、土地開発に対する政府の管理が強化された⁽¹¹⁾。また国有地使用权の期限が、居住用地は70年、工業用地50年、教育・科学技術・文化・衛生目的の使用は50年、商業・娯楽用地は40年など土地の使用目的別に詳しく定められたほか、農地収用の際の農民への補償基準についても、収用が行われる時期から過去3年間の平均収穫量の6～10倍を支払うことが規定される（第47条）など、土地使用权の有償使用のための制度的な整備が図られた。

さらに2001年に出された「国有地資産管理の強化に関する通達」では、上記の「土地備蓄制度」に基づき、土地使用权取引における公開・公平・公正性を実現することがうたわれた。それまで国有地の有償譲渡においては協議方式が圧倒的なシェアを占めており、価格や過程が不透明だとして批判を浴びていたが、それ以降、入札制など市場を通じた土地使用权譲渡の動きが本格化した。

このように土地開発の権限が地方政府による収用と認可を通じて一元化されることは様々な社会矛盾をもたらした。すなわち、地方政府が地域の土地開発権を独占的に握っているために住宅の供給が過小になるなど、市場にゆがみが生じたほか、さらに土地取引において発生する独占レントが農民に対してほとんど分配されず、経済格差の拡大につながったからである。

特に十分な補償もないままに土地を失ういわゆる「失地農民」の存在は社会問題として大きな注目をあびるようになる。そのような状況の中、2003年3月より施行された農村土地請負法では、個別農家の農地経営権（＝請負権）を土地に対する用益物権の一種であることを明文化し、農家の土地に関する「財産権」保護に道を開いた。具体的には、土地請負権の当事者の希望に基づく相続・売買を認めた（第31、32条）ほか、請負期間についても第20条で具体的に定め（耕地30年、牧草地30～50年、森林30～70年など）、この期限内は農地の使用权は政府などにより回収・調整されないことなどを定めた（第26、27条）。

農村－都市一体化政策と地域間制度競争

すでに述べたように「土地備蓄制度」による都市開発の手法は、開発レントの分配を巡って農民－集体－地方政府間の矛盾が先鋭化したり、住宅地の供給が過少になり、価格が高騰したりするなど、次第にその問題点が露わになっていった。このため中央政府はたびたび住宅価格の高騰を抑制する政策を採ると同時に、「土地備蓄制度」およびその背景にある地方政府による土地の「開発権」の独占化を改善するような制度的な改革を試みるようになった。

まず、2007年10月には、社会主義公有制を主体とした上で、多様な所有制による経済の共同発展という原則を確認し、国や集団の所有権だけではなく個人の所有権も平等に保護

していくことを明記した物権法が施行された。土地制度改革との関連では、農村の集団所有地について、請負期間満了後にも請負権者が継続して請負うこと（第126条）、また村の集団経済組織又は村民委員会の代表が所有権を行使することを明記し（第60条）、さらには地方政府が収用する際の住民への補償に関する規定（第42条）なども盛り込まれた点が注目される。続いて中国共産党は2008年11月に開かれた第17期中央委員会第3回全体会議（三中全会）で「農村改革の発展を推進するにあたっての若干の重大問題に関する決定」を採択し、都市への出稼ぎなどを通じて兼業農家化が進んでいた農村における土地の流動化を通じた経営効率化が積極的に進められることになった⁽¹²⁾。これ以降、中国各地の農村では、「転包」「転讓」「反租倒包」「株式合作」などの手法などを通じて、土地の使用権の流動化が広く行われるようになる⁽¹³⁾。

さらに2010年ごろからは、農村の土地の開発に伴う様々な社会矛盾に対処するために、各地方政府によって試験的な「モデル」が実施されるようになる⁽¹⁴⁾。土地の流動化を進める以上、それらの土地に対する農民の「権利」を明確することが必要になるが、その実現の方法を地方の実情に合わせて実験し、互いに競わせるというやり方がとられたのである。

代表的なものとして、2007年6月に重慶市と成都市でスタートした「全国都市農村一体化総合改革試験区」設立、都市農村一体化（農村都市化）の試みが挙げられる。両市は中央政府の要求に応え、それぞれ「重慶市都市農村一体化総合改革試験総体方案」「成都市都市農村一体化総合改革試験総体方案」を制定、国務院は2009年の4月と5月にそれぞれの具体的な方案を批准した。いずれも、社会保障などの都市住民が享受しているサービスを農民にも提供することを目的とし、そのために土地制度の改革、農地の流動化と集約化、農民工の待遇改善、行財政制度の改革をその内容に盛り込んでいた。

このような土地制度改革の方針は、習近平政権が成立した2013年以降も基本的に継承された。同政権の基本的な経済政策的の方向性を示した、2013年11月の第18期中央委員会第三回全体会議（＝三中全会）において採択された「關於全面深化改革若干重大問題的決定」⁽¹⁵⁾では、都市と農村における統一的な建設用地市場の創設を通じて、農民の権利を向上させると共に、都市と農村の二元体制を見直し、社会保障面での都市住民との平等化を図ることなど、かなり踏み込んだ改革の方針が盛り込まれた⁽¹⁶⁾。この方針を受けて2014年12月に行われた、中央全面深化改革領導小組第七次會議で採択された「關於農村土地征收、集体經營性建設用地入市、宅基地制度改革試点工作的意見」では、統一的な建設用地市場を通じた土地の流動化の推進に向けて、後述する土地財産権に関する「三権分置」の方針が正式に示された⁽¹⁷⁾。

「三権分置」改革の実施

以上のような土地制度改革の、現時点での一つの到達点として捉えられるのが、近年における土地の「三権分置（分離）改革」である⁽¹⁸⁾。これは、所有権が農村集体に存在する農村の土地に対する農民の権利を、譲渡不可能な請負権と譲渡可能な「請負経営権」に分離し、後者の流通を勧めようとするもので、各地の農村で実質的に進められてきた上述の「転包」などに代表される土地流動化の動きを法制の上で正当化したものだと言ってよい。

関志雄によれば、中国政府は市場化による土地の利用効率の向上のために、この「三権分置」改革に加え、「農業用地の請負関係の安定維持」、「農業用地の徴用の規範化」、「経営性建設用地の市場を通じた譲渡」、「住宅用地制度改革」などの一連の改革を進めつつある⁽¹⁹⁾。

集団による土地所有権の上に個別農家の譲渡不可能な「請負権」が設定される、というのが人民公社解体後、改革開放期以降進められてきた家族経営農業の実施形態であった。すでに述べたように、その後の農村から都市への労働力移動及びそれに伴う耕作放棄、土地の大規模経営化など経営効率向上への要請から、土地の使用権の移転が要請されるようになってきた。しかし上述の「転包」などを通じて土地使用権の移転が行われた場合、もともとその土地を請け負っていた農家と、使用権を譲り受ける農家あるいは企業の間の権利関係が明確ではない、という問題が生じる。「三権分置」改革は、この両者の権利関係を、土地に対する「請負経営権」のうち、「請負権」を前者に留保したままで、「経営権」を後者に移転することが可能だ、という制度的な定式化を行ったのである。

「三権分地改革」では、請負権が譲渡不可能であるという前提のままにそれに譲渡可能な「請負経営権」をいわば「接ぎ木」し、農民は自由に請負経験をレンタルしたり売却したりすることを可能にしたものである。後述するように、中国の農村では、農民が持つ経営権を農民が主体となって設立された「土地株式合作社」などの組織に土地使用権を「出資」して配当を得る、という形態が、広く導入されているが、一連の法改正によってこの「土地株式合作社」の運営にも制度的な裏付けが行われることになった。さらにはこれまで請負権については認められてこなかった、抵当権の設定も経営権には認められることが明らかになっている。このことから、この改革は農民の「個人資産」として農地を位置付ける、市場化を通じて都市住民と農民の待遇の格差を解消する第一歩になると指摘する論者も多い⁽²⁰⁾。

2 伝統的な中国の法制度と所有権概念

しかし一方で、現在中国農村で進行しつつある土地制度改革には、一つの土地に所有・

請負・経営という異なる権利とその保有者が併存する、という重層的土地所有の在り方を制度化したものとして⁽²¹⁾、西欧起源の排他的な所有権とは異なる独自の「所有権」制度からの連続性も存在している。伝統中国において、「一田両主」などの西洋起源の排他的土地所有制度とは異なる土地制度が独自の発展を遂げてきたことに関しては、これまでも東洋史学あるいは中国法制史における膨大な研究蓄積がある⁽²²⁾。以下では、それらの成果を明快なロジックで整理した近年における研究成果である寺田浩明『中国法制史』に主に依拠しながら、前項で述べてきた中国の土地制度改革、その一つの到達点ともいえるべき「三権分地改革」を、伝統的な中国の土地制度との連続性の観点からとらえてみたい。

「管業と来歴」

伝統中国の土地所有制度からの連続性を論じるにあたって、まずその特徴をいくつかのポイントに分けて整理しておこう。注目したい第一のポイントは「管業と来歴」の組み合わせとして理解される「所有権」のあり方である。まず寺田は、明清期契約文書の丹念な解読を通じて「中国の土地売買は国家による私的土地所有権制度の整備を踏まえて始まったものではなく、むしろ歴史的には社会の中でなし崩し的に広まったものであり、国家はその動きを追従するような位置に立つ」と述べ、その上で明清期の中国が「ごく普通の農地が十年に1度ほどの頻度で売買」される⁽²³⁾という極めて流動性の高い社会であったことを強調している。

では、このような「土地の権利」の取引は具体的にどのようにして行われたのであろうか。そもそも、土地は農民にとって生活手段を提供してくれる最も重要な財産であり、そう簡単に手放すことはできないはずのものである。実際、農民が土地の権利の売買をする際には、多くの場合はまず農民が負債を抱え、それを返済する過程で土地の権利が債権者に移転するという形態をとった。

流動資金が不足した農民が豊かな農民などから資金を借りる上でまず用いられた手段が「抵押」である。これは、貸借期限内はその土地は依然として借主が耕作し、貸主は利息を徴収し、期限が来ても償還できない場合に初めて土地が没収されるというものである。この手段により、借主は地価の四割程の資金を調達することができたという。さらに地価の六割程度の資金を借主が得ることができたのが出典期間中はその土地の使用収益は貸主に属する典（活売）である。期限満了後に、借主は原価で請戻し（回贖）可能だが、回贖が不可能な場合には差額を支払って土地を売却しなければならない（絶売）⁽²⁴⁾。

ここで重要なのが、このような土地取引の活発化の中で、活発に移転する「所有権」とは別に、その土地を生産手段として使い生計を立てる権利、すなわち「管業権」ともいえるべき概念が生じてきたことである。このことは、極めて流動性の高い社会において、土地

を用いて「生計を立てる（管業せしむる）権利」を保証することが、零細な農民にとっての一種のセーフティネットとして機能していたことを示唆するものである。これを前提に、土地権利の移転において、誰がその土地を用いて生計を立てていたのかを証明する存在、すなわち「来歴」を証明する存在としての仲介者「中人」の存在も、極めて重要なものとして認識されるようになる。

このことは農地の貸借、すなわち租佃関係においていっそうはっきり現れる。上記のような土地の兼併化過程が進むにつれて、自作地を持たないいわゆる佃戸と呼ばれる農民層が増加するようになってくる。このことは一方で、零細な農民層へのセーフティネットとして「管業」に対する権利、あるいは「押租」請求権といったものが広く認められることにつながるからである。

このような状況の下で生じるのが、いわゆる田面田底慣行である。これは農民層が佃主・佃戸とに分化していく中で、それぞれの側で引き継がれる「田底／田面」「骨業／皮業」に関する「権利」が発生し、「その引継ぎ自体が〔中略〕『もの』の売買と所有の如く意識されるようになる」状況から生まれてきたものである⁽²⁵⁾。このような慣行の存在が、土地に対する権利が頻繁に移転する状況の中で、生計を立てていく権利が保証されるという状況をもたらしたと考えられる。

このような土地の上級所有権と、「管業する権利」の分離、そしてそれを前提とした後者の市場における取引活動の活発化、という当時の土地所有権の在り方は、前項で見たような、所有権と請負権、経営権を切り離して経営権の売買を促進する、という現代中国の土地改革にも基本的に受け継がれている、といえるのではないだろうか。

「理念的上級所有権」としての「王土」概念

二つ目のポイントが「理念的上級所有権」としての「王土」概念である。

岸本美緒は、伝統中国において土地私有化が進む中で、いわばフィクションとして家の究極的な所有権が皇帝にあるということが前提とされていたことが、第一に「私的所有に対する全体的福祉ないし国家的利益の介入を正当化」するという効果をもたらし、第二に「民間の私的土地所有権を相対化することによって、かえって多様でスムーズな土地利用件の流通を支える」という効果をもたらしたと指摘している⁽²⁶⁾。

また寺田浩明も「生業中心の私的所有の考え方は、皇帝支配の下、万民がそれぞれに生業を得て暮らしているという一君万民の世界像とうまくマッチする」という指摘を行っている⁽²⁷⁾。すなわち、土地が究極的には国家に所有されているという事実は、それが実際に機能していたかどうかはともかくとして、活発な土地取引によりもたらされる「格差」「社会的不安定」へのセーフティネットとして人びとに観念されていた。岸本の表現を借りる

ならば、『王土思想』とは、大土地所有者の専恣に対し、公益の立場から調整的に介入してくる国家の姿勢を支えるレトリックなのである⁽²⁸⁾。このことは後述するように現代中国における土地制度をめぐる問題にも通底していると考えられる⁽²⁹⁾。

〔持ち寄り型の秩序〕

三つめのポイントが社会における協働関係を構成する「持ち寄り型の秩序」である。

これは、土地の使用権もしくは所有権が頻繁に取引されて移転する流動性の高い社会のもとで、人々がリスクをシェアするためにどのような社会関係を構築するかということに関係する。背景には、戦前の平野一戒能論争⁽³⁰⁾で議論されたように、村落共同体が不在であるという中国の農村に特有の事情がある。そのような共同体的なりリスクシェアリング機能が働かない中で、「個々の家々は自らの必要に応じて、基本的には彼等の生活空間たる標準市場圏の中で、多種多様な社会関係を自分自身の手で作り上げていた⁽³¹⁾」と考えられるからである。また、柏祐賢が中国社会の特性として用いた「包の倫理規律」という表現も、基本的に流動性と不確実性の高い社会における経済活動のリスクシェアの在り方を示したものと理解できよう⁽³²⁾。

そこで養成された人間関係あるいは社会関係は「明確な単一の目的を掲げ、その実現に向けて関与者が一定の財物を持ち寄る形」「当初の目的を達成すればそこでいったん解散する⁽³³⁾」という性質を持った。

このような「持ち寄り型」の、短期的な協働関係の特徴を表す概念が「通力合作」「会」「合股」などにほかならない。これらの概念は現代中国社会でいえば微信などのSNSを通じた「弱いつながり」によって形成される協働関係を示したものだといえるかもしれない。またこのような「持ち寄り型の秩序」は、排他的な所有権が存在しない状況の下で、農民が土地や労働力などを「持ち寄り」つつ利益の分配を求めて協業を行う、「土地株式合作社」（後述）のような独特の組織の構成原理ともなっていると考えられる。

3 「信用」と土地取引—現代の土地制度との連続性

〔信用取引〕のリスクとその対処

すでに述べたように、土地の権利を「所有権」「請負権」「経営権」の三つに分類し、「経営権」の市場における自由な流通を認めるという「三権分置改革」の方向性は、「理念的上級所有権」としての土地公有制のもとで、「管業＝経営すること」の流通を制度的に保証した伝統中国の土地余裕の性質を現代的に制度化したものとして理解することが可能である。

このように、前近代との連続性において現代中国の土地制度を理解できるとするなら、

その西欧起源の制度との「分岐」は、どのような点に求めることができるだろうか。ここでは、土地の所有権移転を伴う「信用取引」が必然的に抱えるリスクとその対処という観点から、所有権をめぐる制度の分岐を理解するという視座を提起したい⁽³⁴⁾。

私有財産を持ち自給自足していた人々が余剰生産を贈与し、交換するようになる。やがて貨幣が生まれ、格差や再分配機構としての国家が生まれる。ジョン・ロックやアダム・スミスに代表される従来の経済学・思想史における「神話」が以上のようなものであったとすれば、近年においてグレーバー『負債論』などによって提起されたのは、貨幣・交換の起源にはまず「負債」「貸し借り」があるというストーリーの「復権」であった⁽³⁵⁾。すなわち、市場取引は「余剰の贈与から始まる交換というよりは、欠損を埋めるべく行われる贈与と、それに引き続いて行われる返礼をモデルとすべき」⁽³⁶⁾であり、片務的な「時差を伴う信用取引」こそが貨幣的取引の本質ということになる。

しかし、稲葉振一郎が指摘するように、片務的な「時差を伴う信用取引」を成立させるためには、「基本的には貸し手が借り手に対して権力を振るい、債務を履行するよう強制する、という方向に行かざるを得ない」⁽³⁷⁾。このことは「自立した市民同士の信用取引には、まさに市民社会の根底そのものを破壊しかねない危険が秘められているため、幾重にも防護壁、セーフティネットが張り巡らされなければならない」ことを意味している⁽³⁸⁾。

また稲葉は、「占有」概念を古代ローマの法秩序の中心として捉える木庭顕の一連の著作に依拠しつつ、このような信用取引が持つ根本的なリスクに対し、古典古代社会、なかんずく共和政ローマにおいては市場経済の中での取引を、あくまで即時決済の売買を中心とし、貸借は一定の枠の中に収め、人身・まとまった財産を担保とするような取引に厳しい制限を加えるやり方で対処した、と指摘している⁽³⁹⁾。

木庭顕の表現を借りるならば、古代ローマ社会では「その基盤構成物（土地など）が本来どちらに帰属するのかと言うことを度外視して、まずはその時点で一方はその物と固く結びついていたのに、他方が暴力的に奪おうとした、と設定」し、「後者がブロックされ、前者に占有が与えられる」⁽⁴⁰⁾。すなわち、暴力的な実力行使によって「占有」を奪おうとする行為をブロックし、裁判における「占有権」の立証責任を要求するのが、古代ローマによる「法」、そして共和制のもとでの「政治」であった、ということになる。

木庭も指摘するように、このような「占有」概念に基づく「政治」の成立は、信用経済の発達により「領域（農村部）」における土地の占有権が売買されるようになったという事態を前提とするものであった⁽⁴¹⁾。このことを踏まえるならば、古代ローマ社会においては信用取引の進展に伴って拡大する「市場の論理」を、あくまで「個人」の尊厳にベースを置いた合議政治により制御するというものであり、近代以降の所有権制度を含む法制度に

もその基本的な精神は色濃く受け継がれていると言えるであろう。

ここで、上記のような古代ローマ社会における土地所有と、その権利移転をめぐる制度の在り方を、前節で述べてきた、伝統中国における土地制度と対比させてみよう。

岸本美緒は寺田浩明の論考に依拠しつつ、古典古代から西洋近代へとつながる所有権の基礎付けのあり方を、「個体側から出発して、その持ち分を確定的に基礎付けるルール」に依拠するもの（A型）と「全体的利益の観点から出発して個体に応分のものを割り振る」あり方（B型）とに類型化している⁽⁴²⁾。そして、後者の代表的なケースである帝政中国の場合、あくまでも君主が王土を王民に分け与えるという「分田」のイメージを起点として「事実上の私的所有」が展開した、と捉えるべきだという。このため、大土地所有の展開＝農民層の分化、という状況に対する国家介入の試みは、個別的権利の問題としてよりも全体の利益をめぐって展開された、という。

本稿では、このような類型化を基本的には継承しつつ、あくまでも土地の所有権移転を伴う「信用取引」が必然的に抱えるリスクとその対処から、二つの所有権概念の分岐が生じている、という視点を提示したい。

いずれの社会においても、貸借関係から生じた土地資産の活発な売買が、財産の喪失・取得の機会の増大という社会的なリスクを生じさせる、という点は同じである。そのような社会リスクを回避するためのセーフティネットのありようとして、上述の「占有」概念およびそれに基づく市民主体の「政治」を重視する古代ローマのそれとは根本的に異なる構成原理を持つのが、本節で紹介してきた伝統中国における土地取引の制度的特徴にはかならない。

たとえば、前述の「管業と来歴」によってある土地において重層的に存在する権利者を画定する、という社会秩序のあり方は、たとえ信用取引の結果土地の「所有権」を失っても「管業する権利」さえ失わなければ生計を立てることが可能となるという、個々の民衆の「生存権」に重点を置いたものと理解できるだろう。そこでは寺田浩明の表現を借りれば、「一つの土地の上で生計を立てている二つの一家の姿と、その生業がともに来歴と管業の形で位置づけられる」という状況がもたらされることになる。

一方で理念的上級所有権としての「王土」概念は、土地の所有が顕在化し富の格差が拡大する社会において、最終的な調整者として国家による介入が、「公平な分配」をもたらす最終的なセーフティネットとして期待される、という状況をもたらした。このような社会秩序概念は、毛沢東時代における農業の集団化・農地の集約化から、現代の政府主導の土地改革まで、「公平さ」を求める農民の心情に支えながら続いていると言えるだろう。

さらに「持ち寄り型の秩序」すなわちネットワーク的な「弱いつながり」で特徴づけら

れる社会秩序のあり方は、たとえ信用取引を通じて土地に代表される物的財産を失っても、「人的資本」がある人間は対等な成員として扱う、いわば「再チャレンジ」を可能にする社会のあり方を体現したものだと考えられるのである。

このような、伝統中国における信用取引の拡大に伴う社会リスク回避のための制度の在り方は、古代ローマにおける公正なルール of 厳格適用に重点を置いたそれに対し、むしろ結果としての「多数者の生存戦略」に重点を置いたものとして位置づけられよう⁽⁴³⁾。

II ヒトの所有：人的資本と企業制度

前節の議論を継承しつつ、以下では上述の伝統中国社会における制度的特徴のうち、「持ち寄り型秩序」に焦点を当て、ヒト、すなわち人的資本の所有における中国社会の特徴について、近代的な企業制度との対比も踏まえつつ考察を行う。

あらかじめ本節の結論を先取りしておくならば、土地制度においては前近代社会における制度の残存が色濃く現代中国の土地制度にも見られるのに対し、会社制度に関しては前近代社会の制度的残滓が見られるにもかかわらず、そのことが近代的な企業制度の発展を妨げてはいないという違いが存在する。この二つの制度の対比をどのように考えるのかというのがこの章の重要なテーマの一つである。

1 法人契約と人的資本

次に現代中国における企業制度、特に法人企業制度の発展の歴史について振り返っておくことにしたい。ここでも注目すべきなのは企業活動にとって人的資本がどのような役割を果たし、どのような位置づけがされているのか、という点である。

中国を代表する改革派の経済学者である周其仁はその著作『産権与中国改革』の中で、コースの企業理論に依拠しつつ、「企業を人的資本に関する契約と非人的資本に関する契約が組み合わさった特殊な市場契約」として定義している⁽⁴⁴⁾。周によれば、法人契約とは本質的に経済学でいうところの不完備契約、すなわち権利と義務の条件があらかじめ完全には確定せず、生産要素の所有者が、契約とその履行の間に条項を追加する権利を持つような契約とならざるを得ない。これは法人企業（会社）にとって労働者や経営者の人的資本を利用することが不可欠である以上必然的な帰結である。なぜなら、人的資本は物的資本とは異なり、その所有者である「個人」と分離させることができないため、その利用には個人の動機付けという問題を回避できないからである。

例えば、ある資本家が土地（モノ）を市場で購入したとして、その土地は新しい所有者

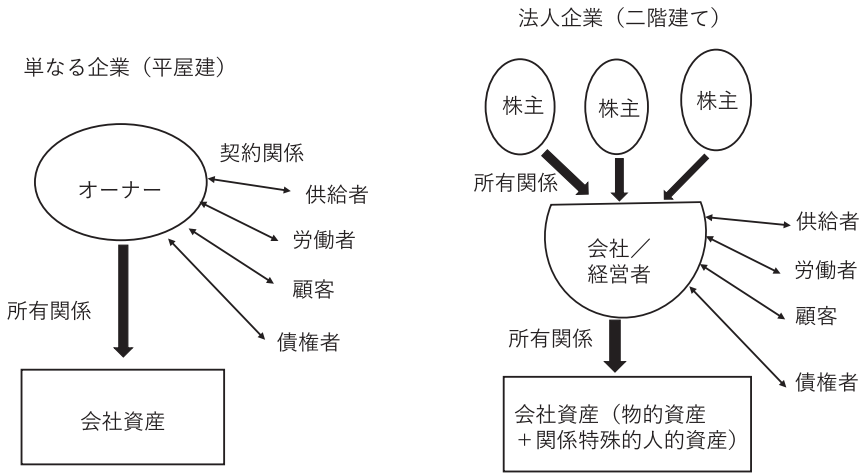


図1 「法人の二重性」について

出典：岩井克人『経済学の宇宙』日本経済新聞社、2015年、288頁。

のものでも同じ面積と土壌の肥沃度を維持できるが、それに対して人的資本を「購入された」ヒトは、新しい所有者の下で以前よりも「怠惰で愚かになり」、さらには所有者に全く従わなくなってしまうかもしれない。すなわち人的資本に対する所有権がもつ本質的な不完全さのために、会社資産の経済価値は急落してしまいかねない。このことは、市場経済が複雑化することによって特に人的資本の貴重価値が高められるという事態を生み出してきた、と周は指摘している。

このように企業活動における人的資本というものの重要性と固有のわかりにくさについて「所有の二重性」という観点から論じているのが、岩井克人による法人企業論である⁽⁴⁵⁾。

岩井によれば、近代以降に成立した法人企業の特徴とは、その「所有者」である株主が資産すなわちモノとしての「会社」を所有し、法人、すなわちヒトとしての会社が人的資本を含む会社資産を所有する（雇用契約を結ぶ）ところに存在する。すなわちヒトがモノを所有する、単純なオーナー所有型の寄与とは異なり、その所有関係が二階建てになっているのが法人企業の特徴である（図1）。このことは、そのどちらの側面を強調するかによって、「会社」に関する議論の性質が大きく異なってくる、ということも意味している。

すなわち、二階建ての二階部分にあたる株主と会社の関係（会社のモノとしての側面）を強調するのが法人名目説や株主主権論である。そして一階部分にあたる会社と人的資本を含む会社資産の関係（会社のヒトとしての側面）を強調するのが株式の相互持合いや、ステークホルダーの存在を重視する法人実在説である。

岩井は、これらの会社に関する議論はそのどちらかが正しいというわけではなく、問題の本質はむしろ、法人企業が二階建ての構造をとっていることにより、株主利益至上主義的な会社から、労働者自主管理的な会社まで多様な形態を許容している点にあると指摘する⁽⁴⁶⁾。

2 「合股」と前近代からの連続性

さて、岩井の主張するように法人の二階建て構造こそが、多様な企業形態を存続可能にしているのだとしたら、そこに中国の企業制度なかんづく国有企業などの公有制度、さらには前節でみた「土地株式合作社」などはどのように位置づけられるだろうか。

具体的なケースの検討に入る前に、ここではまず前近代的な中国社会における人の所有すなわち雇用形態について、再度寺田浩明の『中国法制史』の記述を手掛かりに整理しておくことにしたい。寺田は、伝統中国社会の雇用形態を雇い主と被雇用者との生産に関わるリスクの分配という観点から以下の三形態に分類している⁽⁴⁷⁾。

一つ目の形態は「傭」（農業労働者の場合は「佃僕」）である。これは、雇用者が全ての経営責任すなわちリスクを負う形で人的資本を含む資産を購入し、生産活動を行うモノである。この場合被雇用者は基本的に生産のリスクを負わない。

二つ目の雇用形態は「合股」である。これは被雇用者の側も積極的に経営に関与し、その貢献分が「股（株式）」の形で見積もられるというものである。農業経営においては地主と小作人がリスクを分け合う、いわゆるシェアクロッピング（「分種」）がこれに当たる。後述するように合股式の経営方式は物的資本の出資者と人的資本の提供者がそれぞれの優位性を生かして経営に当たる、という意味で、前述の「持ち寄り型の秩序」を体現したもののといえるだろう。

三つ目が「包」すなわち請負関係である。これは文字通り、被雇用者側が経営全般を一定金額で資本家から請負うものであり、経営に関するリスク被雇用者側が全てを代わりに企業活動に伴う余剰も被雇用者が要求する権利を得る。

このうち三つ目の「包」に関しては、柏祐賢による先駆的研究⁽⁴⁸⁾をはじめ、その在り方に中国社会の特徴をみる様々の研究がなされてきた。そこで、ここでは2番目の「合股」に注目をしてそこでの人的資本の扱いなどについて検討してみたい。

「合股」とは、周知のように相互に熟知し信頼している地縁・血縁・知友関係者が出資して、等額に分割された株を一定額ずつ持ち合い、一定年限のもとに事業を営む、法人格を持たない組合組織のことを指す。一般的に出資者（股東）の多くは経営に関与しないが、無限責任を負っている。また股東の財産と会社の財産とは明確に切り離されたものではな

く、渾然一体となっていることが多い。

このように「合股」は出資者が無限責任を負うため、出資者が事業に失敗した場合個人の資産を失ってしまう可能性が高いという、極めてリスクの高い出資方法であった。このため、例えば戦前の中国の企業においては利潤配当にあたる「紅利」のほかに出資金の一定比率の利息「官利」を支払うなど、リスクの高さに見合う高い分配を保証している場合が多く、このことが企業の内部留保を妨げ資本蓄積の障害になっていることが指摘されていた。

例えば中華民国期における会社経営の実態について包括的な実証研究を行った根岸信は、当時の中国の株式会社について、①出資者の人的関係が狭く濃密、②株式会社の組織が「合股の組織を丸映し」、③総経理が経営実権を掌握し、強い立場にある、④利潤をほとんど社外に流出、という特徴を持っているとした⁽⁴⁹⁾。そして、経営の実態としては近代的な株式会社というよりも前近代化が続く「合股的性格」を色濃く残しており、そのことが継続的な資本蓄積を阻害していると指摘したのである⁽⁵⁰⁾。

以下では「合股」あるいは「合股的性格」を持つ企業の制度的な特徴を、特に人的資本の活用という観点からとらえ直してみよう。根岸は「合股は契約に依り成立するものであるが、〔中略〕債権関係に過ぎないものではなく、人と人との関係も亦重大な意義を有するものであ⁽⁵¹⁾り、また「店友は決して奴隷ではなく、少なくとも近世欧州に於て行はるる雇傭契約に基づく商業使用人たるべきこと疑ひなかるう」、また「股東と店友とは上下の関係と云ふよりも寧ろ対等の関係にあるものの如き外観を示すことないでもない」⁽⁵²⁾などと、出資者と被雇用者との関係がお互いに対等なものであると同時に、相互の関係性が非常に重要視されていたことを強調している。

また、「徒弟を養成し、其年期の畢るを待ち、材能と年功とに依り、漸次之を登庸し、手代をもって番頭に至らしめる〔中略〕合股ではかかる人物と契約を締結し一切の事業指揮を委任し、之を経理又は掌握的と名付くる」⁽⁵³⁾とあるように、その経営においては被雇用者たる経営者（経理、あるいは掌握的）の存在が非常に大きな意味を持っていた。

これまでも、合股は近代的な株式会社のように出資分を分割して市場で売買することができず、そのことがその企業規模拡大の限界となったことがしばしば指摘されてきた。そこで重要なのは上記のような経営者の人的資本に関する制度的な制約の存在であった。例えば1950年代において今堀誠二がつとに指摘したように「合夥はその後持分（股分）を、信用力を背景とする舗東がもつ「本股」と、経営能力を背景とする舗夥がもつ「人股」の二つに分化せしめていった」からである⁽⁵⁴⁾。

これは、いかに有能な（高価値の人的資本を持つ）経営者が合股の経営において希少価

値を持つ存在であったかということを示す現象である。言い換えれば、出資者（舗東）がその給与ではなく利益の配分を有利にしなければ、高い能力を持つ経営者（舗夥）を合股につなぎとめておくことは不可能であった。このため「合夥企業の股は均等に分割することができなくなり『資本の株式化』は妨げられた」⁽⁵⁵⁾。なぜならば、物的資本であれば分割することが可能であっても、人的資本については、個人の出資分を分割することが不可能だからである。すなわち市場経済が高度化するにつれて、合股は「人的資本」をめぐる深刻なインセンティブ問題に直面するようになり、結局のところそれを制度的に解決することができなかったと考えられる。その問題の解決には、「所有の二重性」を持つ法人企業形態の中国社会への受容を待つ以外にはなかったのである。

Ⅲ 中国の資本主義的發展と企業形態の多様性

では、現代中国においてどのような形態によって上記のような人的資本のインセンティブ問題の解決が図られているのだろうか。土地の所有に関する制度と異なり、「合股」のような前近代の中国に起源を持つ独自の制度は、企業形態においてはその命脈を保っておらず、近代的な法人制度にとってかわられているように見える。しかし、現実とはそれほど単純ではない。前時代からの連続性を持つ企業も、後述する「企業集団」の存在を通じて近代的な法人制度の中に包摂されている、と考えられるからである。

本節では個別のケースを参照しながら、改めて中国の企業制度における前近代からの連続性の問題について考えてみたい。

1 公有制企業とインセンティブ

まず、現代中国の会社制度を考える上で避けて通れないのが、企業公有制をどう捉えるか、という問題である。周其仁は前掲書の中で、中国に存在する国有企業などの公有企業が、生産的資源に対する個人の法的な所有権を否定しているものの、個人が自分の人的資源の真の所有・支配者であることを否定してはいないことを強調している（「公有制企業的性質」）。すなわち、公有制企業は、法的には国家や集団に所属するはずの人的資源を直接動員したり、その行動を指揮したりすることはできない。なぜなら公有企業においても、その構成員のわずかな私的利益やインセンティブこそが、人的資源の実際の供給水準を決定しているからである。

このため、たとえ公有経済を發展させるという国家経済の目標計画を策定する際にも、構成員の役割と影響を完全に排除することはできない。すなわち、構成員がどの程度彼

(女)ら自身の利益ではなく、国家利益の最大化のために働くかは、個々の構成員へのインセンティブに依存している。これが企業公有制度が抱えている根本的な矛盾に他ならない。

では公有制企業はどのようにして人的資本の活用に伴うインセンティブ問題への対処を行っているのだろうか。

周によれば、公有制企業にとっては国家レントの追求が、利益追求に換わる行動目標になっているという。すなわち、市場利益に代わり政策担当者によって管理・分配される経済的利益、すなわち国家レントを増加させること自体が、公有経済の経済目標になるのだという。

しかし、企業利潤が分散型で自発的な市場契約において創出されるのに対し、国家レントは、行政権の行使によって経済的資源および経済的意思決定を政府に集中させた結果として生み出される。このため、ハイエクが重視する「すべての個人の他者に対する情報優位性」および「あらゆる方向への生産的革新の探求」の最大限の活用という点において、国家レントを追求するシステムは企業利潤を追求するシステムに及ばない。利潤が分散型で自発的な市場契約において創出されるのに対し、国家レントは、行政権の行使によって経済的資源および経済的意思決定を政府に集中させた結果として生み出されるからである。

このような問題点を抱えているため、現代中国における公有制企業は、以下にみるように「国有持株会社」を中心とする企業グループ制度に再編するという方法を通じ、結果的に溝からの存在を法人企業制度に「接ぎ木」することで、インセンティブ問題への対処を図ってきた、と考えられる。

2 国有企業グループにおける所有と経営の分離

中国の公有制企業の問題を複雑にしているのが、近年急速に進みつつある企業グループの形成と拡大である。中国では、1990年代後半以降、国有企業の所有制改革が本格的に始まった。国有企業の戦略的調整が提起され、大企業については、政府が資金援助を含めた政策的なてこ入れを行う一方、小型国有企業は企業経営者など民間に払い下げられた。その後2003年に国有企業グループの持ち株会社として、政府（国務院）傘下に国有資産監督管理委員会（国資委、SASAC）が設立され、国有企業の株式会社化が進められた。

国資委は経営者を任免したり、業績上の目標達成に向けて経営者に責任を持たせたり、一般的な企業で大株主が行うような役割を期待された。しかし、「株式会社化」といっても、実際には、国資委を通じて中央政府が出資する国有持株会社を中心とした企業グループの形成が進んだというのが実状であった。また、国有持株会社の株式は国資委が管理す

表1 企業グループに所属する平均企業数

	1995	2015
上位100グループ	509	15,322
上位500グループ	115	5,979
上位1000グループ	61	3,120

出典：Chong-En Bai, Chang-Tai Hsieh, and Zheng Michael Song, “Special Deals with Chinese Characteristics,” *NBER Working Paper Series*, No. 25839, 2019.

表2 企業グループの共通子会社の比率

	1995	2015
上位100グループ	39%	82%
上位500グループ	25%	85%
上位1000グループ	30%	81%

出典：Chong-En Bai, Chang-Tai Hsieh, and Zheng Michael Song, “Special Deals with Chinese Characteristics,” *NBER Working Paper Series*, No. 25839, 2019.

る「国家株」であり、その資産を個人や民間企業が自由に売買できるわけではなかった。これらの国有持株会社傘下の企業グループに属している企業は、所有制の上では国有経済に分類される。

このような企業グループは、民間資本や外国資本も巻き込む形で、拡大を続けた。

表1は、白重恩らの研究に基づき、企業の形態および出資比率などを問わず、共通の所有者を持つ企業を1つのグループとしてカウントし、所有制改革が行われる以前の1995年と2015年における、企業グループあたりに含まれる平均の企業数を示したものである。上位100の企業グループの所属するの平均企業数が1995年から2015年までに500社から1万5,000社以上になっていることから、企業グループが全体にその規模を大きく拡大していることが見てとれる。

このような企業グループ拡大の背景には、依然として生産手段の公有制を国家の基本方針とする中国において、企業グループの形成が海外投資家を含む多様な投資主体の資金を利用し、資本主義的な経済成長を続けていくための受け皿となってきた、という事情がある。

このことを反映して、企業グループの拡大に伴い、企業を取り巻く所有・出資の構造は複雑化している。表2は各企業グループに含まれる子会社（グループの中核企業以外のすべての企業）のうち、他の企業グループとも合併事業を行っている企業の比率を示したものである。上位1,000グループの場合、2015年には複数の企業グループにまたがって出資関係がみられる企業のシェアは80%を超えており、企業グループを通じて複雑な所有構造

が広がっていることがわかる。

加藤弘之は、国有持株企業を中心とする企業グループであっても、実際には民間資本も参入した複雑な所有構造をとっているため、特に上場企業やその傘下にある合弁企業の経営に対する国家の介入は限定的であり、実質的に所有と経営の分離が実現している、と指摘している⁽⁵⁶⁾。すなわちグループ内の企業は「国有経済」に分類されるものの、事実上は民営と変わらない企業が多い、というわけである。

「国有持株会社」を中心とする企業グループの形成は、公有制企業をめぐる人的資本をめぐるインセンティブ問題に対する対処の方法として、現代中国経済が資本主義的な発展を遂げる際の、一種の制度的基盤の役割を果たしていると考えられる。すなわち、岩井が指摘するような法人企業としての「二階建ての所有構造」を利用することによって、モノとしての企業が究極的に国家に所有されていたとしても、グループの中におけるヒト（法人）としての企業は、国家の所有から影響を受けない、相対的に自由な活動を行うことが可能だということを実践したものであると考えられるからである。

3 土地株式合作社と「持ち寄り型の経営」

一方、上述の「合股」の性格を色濃く残す、「持ち寄り型」の経営を行っている企業形態の例として、農村における土地所有制度改革の中で生じてきた企業形態である「土地株式会社」をとりあげることにはしたい。これは、農民が保有する農地の請負耕作権を出資して合作社（協同組合）を作り、共同経営を行う方式を指す。その共同経営においては、穀物、商品作物（野菜、果物）など、多様な農作物が栽培されていることが大きな特徴である⁽⁵⁷⁾。

われわれが2014年に現地調査を行った四川省崇州市は、行政的には成都市に属する県級市だが、市内に約360社の土地株式合作社が存在し、1,400人の技術者（農業職業經理）がその経営を任されている。

土地株式合作社の一般的な経営形態は以下のようなものである。まず前節で詳しく述べた土地制度によって保証された土地の「経営権」を合作社に「出資」する。合作社は、農民から経営権を集めた土地を集約して、商品作物ないし穀物の生産を行う。後者の場合はかなり大規模な土地が集約されて生産が行われるケースが多い。この背景には中国政府が穀物生産の効率化を図るために土地の大規模集約を推奨しているということがある。崇州市のケースでも穀物の生産者には農地の集約度に応じて四川省と成都市が補助金を支給している。

農民は経営権を「出資」した土地の面積に応じて配当（「分紅」）を受け取る。ただし、議決権は出資分に応じて決まるのではなく、ではなく、原則として一人一票である。また、

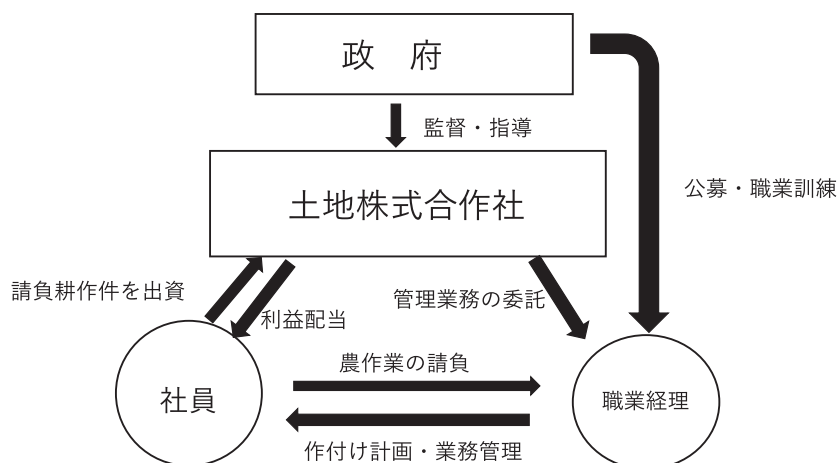


図2 土地株式会社イメージ

出典:加藤弘之『中国経済学入門——「曖昧な制度」はいかに機能しているか』名古屋大学出版会、2016年、69頁。

株式は配当の根拠となるのみで私有は認められず、組織自体はあくまでも集団所有のままである⁽⁵⁸⁾。多くの農民は、配当だけでは生活をしていくことは困難であるため、合作社において農業労働にも従事する。その場合農民は配当の他に農業労働に応じて労賃を受け取ることになる。

図2は、上述の四川省崇州市におけるヒアリング調査の結果に基づき、加藤弘之が作成したものである。土地株式合作社の意思決定機関である理事会は、「農業職業經理」に経営を委託している。この職業經理は、多くの場合外部の農村の出身者で、高度な農業技術を習得しており、農業経営、技術指導などの面で重要な役割を果たしている。株式合作社の経営に関する意思決定および予算の管理は、理事会と職業經理とが協力して行い、幹事会が経営のチェック機能を果たしている⁽⁵⁹⁾。

このような、専門的な知識を有する專業經理と、土地（経営権）あるいは労働力を持つ農民とがそれぞれの持ち分に応じて物的・人的資本を「持ち寄り」、その成果を合議によって決定し配分する、という土地株式合作社の経営形態は、その出資者の範囲が同じ村内という狭い人間関係の中に限られ、しかも出資者と被雇用者との関係がお互いに対等なものであるという点で、上述した「合股」的な企業組織との共通性を色濃く残すものである。

このような土地株式合作社以外にも、1980年代以降、中国農村において出現した民間企業の出資形態には、歴史上の「合股」契約との類似性がみられることがしばしば指摘されてきた。例えば、浜下武志は、1980年代半ばに中国農村で広く見られた郷鎮企業の経営形

態について、「現代中国の経済改革の制作過程に示される農村における金融面の変化は、中国の在来経済にみられる合股＝共同出資方式を積極的に取り入れているようである」と述べている⁽⁶⁰⁾。また菊池道樹も、1980年代後半から90年代前半にかけて浙江省温州において、多様な経営形態をとる「株式合作制」の企業が誕生したことを挙げ、資金の提供者として出資者だけではなく物的・人的資本の提供者も含むこと、出資者を募るにあたって人的なネットワークが重視されることなど、「合股」としての性格を色濃く残していることを指摘している⁽⁶¹⁾。土地株式合作社は、このような1980年代以降の農村で盛んにみられた「株式合作制」企業との制度的連続性を保持する一方で、特に近年の農村における土地所有権改革を通じて、土地の「経営権」が流動可能な「物的資本」とみなされるようになった中で生じてきた制度だといえよう。

これらの、中国農村において1980年代以降の市場経済化の流れの中で生まれてきた一連の企業形態は、農村における制度改革の過程において生まれた過渡期的な企業形態である、という見方も強い。しかしながら一方で、現代の中国社会において「合股」に代表される「ヒトの所有」に関する前近代的な制度の残存がみられること、それが近代的な法人企業制度に包摂されることで現在なお命脈を保っていることを示すものであることは間違いない。

4 VIE スキームとタックス・ヘイブン

最後に、現代中国企業が中国の政治体制上制約の多い、外国資本との出資関係をどのように解決しているか、という点を見ておきたい。ここで取り上げるのはいわゆる VIE（変動持分事業体）スキームである。

周知の通り、アリババ、テンセント、百度など BAT と呼ばれる中国の大手 IT 企業グループは、その持ち株会社の登記をタックス・ヘイブンのケイマン諸島で行っている⁽⁶²⁾。また、その株式の大半は海外投資家によって保有されており、形式上は外資企業となっている。一方、中国の国内法では、インターネット産業における外資企業の参入を厳しく規制している。にもかかわらず BAT などに対する海外投資家の出資が可能になっているのは、これらの企業が VIE（変動持分事業体）という手法を用いているからである。VIE スキームのポイントは、当該事業を①中国国内の事業を行う中国資本の運営会社と、②銀行からの融資や、海外上場の主体となる海外登記の持ち株会社とに分割し、後者の前者に対する直接の出資を避ける形で、海外での資金調達と、国内での事業展開を両立させているところにある⁽⁶³⁾。

海外に資本を持つグループの持株会社は、例えば E コマースサービスのタオバオを運用

中国経済における「制度」の連続性をめぐって

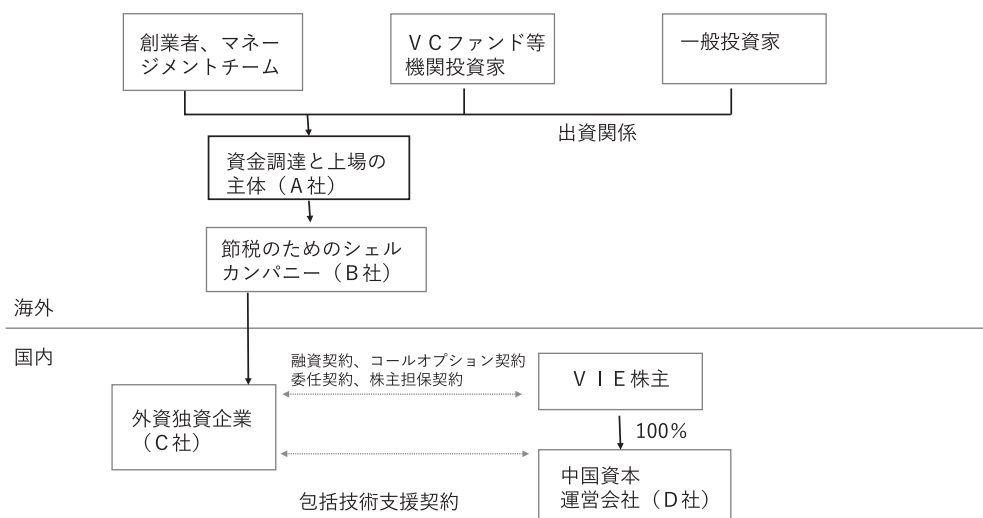


図3 VIEスキームの構造

出典：関志雄「問われる中国のインターネット企業の海外上場の在り方——VIEスキームの功罪を中心に」（『野村資本市場クォーターリー』20巻2号、2016年）を参考に筆者作成。

する淘宝網絡有限公司などの中国国内の運営会社に対して直接出資するのではなく、あくまでも融資契約や委任契約などの一連の契約関係を通じて後者を実質的に支配するという手法をとっている。これが中国で合法的な手段なのかどうかは実はグレーゾーンにあると言われているものの、当局はこれまで黙認しており、VIEスキームを通じた海外での資金調達は、大手IT企業の企業グループ拡大に寄与してきた。

このような海外での積極的な資金調達を背景にした大手IT企業グループの拡大は、中国国内における資本主義経済の多様性にも大きく寄与していると考えられる。

例えばこれも周知のとおり、アリババ、テンセントといった大手IT企業グループはグループ内部にベンチャーキャピタルやスタートアップ企業を育成するインキュベーターなどを抱え込んでおり、有望な起業家やスタートアップ企業に対して積極的に支援を行っている⁽⁶⁴⁾。そして、最終的にはそれらの企業をグループ傘下の企業やファンドが買収し、グループ内に取り込むという戦略を採っている。

一方、現在中国でベンチャー企業の多くは所有と経営が未分類であり、また少数の出資者が短期的な利益の追求を求めて企業を行うという、伝統的な「合股」の形態に近い、「持ち寄り型」の経済秩序に適用した行動パターンを示すものも多い。

しかしそれらの企業も、事業が軌道に乗り、大手IT企業から出資を受ける形でグループに吸収されるようになれば、長期的に安定した経営環境が得られるようになる。一方で、

もしその企業の事業がうまくいかなければグループからの出資が止まり退出していき、その代わりにより収益性の高いベンチャー企業がグループに加わるという形で、一種のグループ内の新陳代謝が果たされることになる⁽⁶⁵⁾。

ここにも、融通無碍な柔軟さをもって長期的な利益を追求してきた法人企業制度に短期利益追求的な「持ち寄り型」の企業原理が「接ぎ木」されている、という現代中国の資本主義の特徴的なあり方を垣間見ることができるのではないだろうか。言い換えれば、法人企業という20世紀資本主義を支える組織形態に特有の「融通無碍さ」のゆえに、それは本来近代西欧起源の制度でありながら、古典古代—西洋近代の伝統を持たない中国社会にも比較的スムーズに浸透した。そのことを、本節で検討した中国における様々な企業形態の事例は示しているといえるだろう。

お わ り に

「はじめに」で示した、本稿の目的の一つは、中国の経済発展の道筋を、主流派経済学者による決定論な枠組みを批判し、自由で開かれた市場経済と、民主的な議会政治の下で法の支配が貫徹した国民国家の組み合わせというあるべき「目標」に至る一本道として描く以外の方法で描き出すことであった。もう一つの目的は、前近代的な制度からの連続性が、具体的な局面によって多様な現れ方をする、ということを示すことであった。

本稿では、これらの二つの問題意識に沿う形で、地に対する所有制と会社（法人）による物的・人的資本の所有制を題材にして、前近代的な制度と現代的な制度の連続性について考察してきた。

まず、現代の中国、特に農村における土地「所有権」制度は、「管業と来歴」に基礎付けられた前近代の土地制度との連続性を色濃く残していることを見てきた。すなわちそれは「理念的上級所有権」としての公有制、その下での多層的かつ平等的かつ流動的な所有権設定によって特徴づけられ、古典古代から近代西洋へと受け継がれた「占有」概念に基礎を持つ近代的土地所有制とは鮮やかな対比をなしている。それだけではなく、その特徴は形を変えて現代の農村の土地制度にも受け継がれていると考えられる。

一方、ヒトの所有に関連する企業制度に関しては、伝統的な中国社会における代表的な組織形態であった合股は「人的資本」をめぐる深刻なインセンティブ問題に直面するようになった。このため、近現代中国の経済発展において中心的な役割を果たしていたとはいえない。にもかかわらず、農村における株式合作制、あるいは目まぐるしく企業が行われるベンチャー企業などの世界で、金融資本に人的・物的資本などを「持ち寄り」ことで

事業体を柔軟に立ち上げる「合股」企業は依然としてその命脈を保っている。これは、法人企業制度という20世紀資本主義を支える組織形態が、「合股」に代表されるような組織形態をも内包する「柔軟性」を備えているからにほかならない。

近年、中国やインドなどの新興国の目覚ましい経済成長を背景として、各国の所得水準や経済体制が収斂していく、という「大収斂」論が唱えられているが⁽⁶⁶⁾、その根拠となっているのは、伝統的な制度をも包摂する、法人企業制度という極めて柔軟性にすぐれた制度をベースにした産業社会化の進展である。

ただしこのことは、冒頭で述べたアセモグル＝ロビンソンなど主流派の経済学者が前提としているように、中国の経済発展の道筋を、自由で開かれた市場経済と、民主的な議会政治の下で法の支配が貫徹した国民国家の組み合わせというあるべき一本の「狭い回廊」に収斂していく、ということの意味しないであろう。なぜなら、このような主流派経済学の立場からの収斂説（「狭い回廊」仮説）は、結局のところ西洋起源の排他的な所有権とそれを支える諸制度こそが「あるべき一本道」の基礎になっており、両者は不可分なものであるということを前提にしているからである。しかし、これらの排他的な所有権制度が現在に至るまで中国社会には根付いていないことは、第I節で詳しくみたとおりである。

また、現在急速に進展しつつある産業資本主義の性質の変化すなわち個人および企業のデータを生産手段として重視する「データ資本主義」への移行も、このような「大収斂」も修正を余儀なくされていく可能性を示しているだろう。それはとりもなおさず、個人のデータあるいは監視なものに関する中国社会と欧米社会の考え方の違いを浮き彫りにする。そこで生じる衝突は、本稿で見たように現在においてなお解消されていないモノあるいは人の「所有」に関する洋の東西における対立を再び顕在化させるかもしれない。現在激しさを増しつつある米中間の政治経済的な対立は、そのことを雄弁に物語っているように思われる。

註

- (1) ダロン・アセモグル、ジェイムズ・A・ロビンソン著、鬼澤忍訳『国家はなぜ衰退するのか（上・下）』早川書房、2013年；ダロン・アセモグル、ジェイムズ・A・ロビンソン著、櫻井祐子訳『自由の命運（上・下）』早川書房、2020年。アセモグル＝ロビンソンの最初の著作『国家はなぜ衰退するのか』は、ある国家や社会において持続的な経済成長が可能かどうかは、その制度的枠組みが「収奪的（extractive）」なものか、それとは対極にある「包括的（inclusive）」なものかによって決まってくると主張した。また、ダグラス・ノース、ジョン・ジョセフ・ウォリス、バリー・R・ワインガスト『暴力と社会秩序——制度の歴史学のために』（杉之原真子訳、NTT出版、2017年）は、持続的な経済成長は豊かで活発な市民社会が

存在し、法の支配や所有権の確立、公平性・平等性などを含むすべての人に平等に対応する社会関係の広がりを備えた「アクセス開放型国家」の下でこそ可能になると述べている。この「アクセス開放型国家」は、アセモグル＝ロビンソンの「包括的な制度」を備えた国家にほぼ対応している。これに対し、『自由の命題』では、法の支配に代表される包括的な制度の下での経済成長は、国家（リヴァイアサン）と社会とのバランスによってはじめて実現される「狭い回廊（narrow corridor）」であるとし、前著における二項対立的な議論に一定の修正を加えている。

- (2) Yuriy Gorodnichenko and Gerard Roland, “Culture, Institutions and the Wealth of Nations,” *Review of Economics and Statistics*, Vol. 99, pp. 402–416, 2017. Avner Greif and Guido Tabellini, “The clan and the corporation: Sustaining cooperation in China and Europe,” *Journal of Comparative Economics*, Vol. 45, pp. 1–35, 2017 など。
- (3) Gerald Roland, “Comparative Economics in Historical Perspective: Presidential Address for the 2018 Association for Comparative Economic Studies Meetings,” *Comparative Economic Studies*, Vol. 60, No. 4, pp. 475–501. (邦訳：ジェラルド・ロラン「比較経済学が開く歴史的地平」『比較経済研究』56巻2号、2019年)
- (4) 例えば土地の所有制に関する分布に関する分析（Roland 前掲論文、邦訳5頁）では、土地の私的所有の評価スコアが高い国として古代ギリシャ、古代ローマ、（アングロ・サクソン人による統治下の）イギリス、フィンランド、エストニアなどが挙げられ、評価スコアが低い国としてエジプト、古代中国（殷・西周）、グアテマラ、ネパールなどが挙げられている。また、市場取引の発展度に関する分布（Roland 前掲論文、邦訳10頁）に関する分析は、評価スコアが低い国として、中国、古代エジプト、多くのアジア諸国（ブータン、ネパール、朝鮮、日本）アフリカ諸国およびラテンアメリカ諸国が挙げられ、スコアが高い国として古代ギリシャ、古代ローマ、北欧諸国、スロヴェニアなどが挙げられている。
- (5) 1988年には海南省でも「海南土地管理辦法」が施行され、同様の都市開発の手法が導入された。
- (6) これは都市における土地収用についての制度であり、集団所有である農地の非農地への転換には依然として厳しい制約が設けられていた。後述のように、農地については政府がいったん収用することにより「国有地」とされ、しかる後に開発業者への譲渡が行われる、という手法がとられるようになる。
- (7) 例えば、全国固定資産投資に占める不動産投資の比率は、1991年には6.1%ほどであったのが92年には9.3%、93年には15.6%と急速に上昇した。このような90年代初頭の不動産ブームは一連の金融引き締め、さらには97年のアジア金融危機の影響による投資の冷え込みによりいったん沈静化する。丸川知雄・梶谷懐『超大国中国のゆくえ4 経済大国化の軌みとインパクト』東京大学出版会、2015年、第4章参照。
- (8) その背景には、外資との競争で苦しい立場に立たされてきた国有企業の経営を改善するため、余剰人員のリストラと共に、住宅などの社会福利を企業経営と切り離す改革が行われてきたことがあげられる。
- (9) この「土地備蓄制度」は、1998年に改定された「土地管理法」によって制度的な根拠が与えられることになり、地方政府にとって地域振興と財政収入の増加をもたらす一石二鳥の手法として、次第に全国に広がっていった。丸川・梶谷、前掲書参照。
- (10) 2020年1月から施行された新土地管理法では、この部分にあたる文言が削除され、経営

性建設用地は法律に従い、所有者である農村集団経済組織の2/3以上のメンバーまた村民の賛成を得たうえで、農村集団経済組織以外の組織・企業・個人に譲渡・賃貸を可能にするように改められた。

- (11) 同法第44条では、「土地利用総体計画」が承認された土地における具体的な建設プロジェクトの実施について、市および県政府がそれを承認すると規定している。農地の非農業転用について、形式上は中央あるいは省政府の認可が必要であっても実際に農地などの取用が行われる際には、かなりの部分が県政府の裁量にゆだねられているケースが多いと考えられる。任哲『中国の土地政治——中央の政策と地方政府』勁草書房、2012年、第3章参照。
- (12) また、2010年7月に出された国務院の「土地収用の管理業務を良好に進めるための通知」では、農村において地方政府によって農地の取用が行われる際に、土地を手放す農民の利益と要求を保護し、合理的な保証金を支払うよう強調している。
- (13) 「転包」とは、農家間で一定期間の契約に基づいて、土地の貸借を行うことを指す。「転譲」は、土地の使用権の永久的な移転を前提として金銭の受け渡しを行うことを指す。「反租倒包」は、村レベルで土地を集約し、大規模経営農家、企業（農産物加工業）などに土地をレンタル、あるいは払い下げる形態を指す。「株式合作」については本稿第2節で詳述する。池上彰英・寶劔久俊編『中国農村改革と農業産業化（アジア研選書、No. 18、現代中国分析シリーズ3）』アジア経済研究所、2009年などを参照。
- (14) 農村の都市化をめぐる地域ごとのモデルには、様々なバリエーションが存在するが、大きく分けると、後述の重慶・成都のケースに代表されるように地方政府主体で行われるものと、個々の村あるいは農家が主体となり、市場ベースで都市化が推進されるものの二つに大別される。梶谷懐「土地政策」（中兼和津次編『中国経済はどう変わったか——改革開放以後の経済制度と政策を評価する』国際書房、2014年）参照。
- (15) 国務院新聞弁公室網站、http://www.scio.gov.cn/zxbd/nd/2013/document/1374228/1374228_1.htm、2020年5月25日接続。
- (16) このほか政府国務院は、2014年7月30日に農業戸籍（いわゆる「農村戸籍」）と非農業戸籍（いわゆる「都市戸籍」）の区分を段階的に廃止し、都市と農村で共通の居住証により住民を管理する制度を導入する方針を示した「戸籍制度改革をさらに推進するための意見」と題した文書を発表している。
- (17) 「新一輪農村土地制度改革試点大幕開啓」、『人民網』、<http://hb.people.com.cn/n/2014/1215/c194063-23222220.html>、2020年5月26日接続。
- (18) 農村の土地に関する「三権分置改革」については、関志雄「市場化に向けた中国における農村土地改革——「農村土地請負法」と「土地管理法」の改定を中心に」（『中国経済新論』2020年4月、<https://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/200415kaikaku.html>、2020年5月20日 接続）を参照のこと。「三権分置改革」の基本的な方針については、2016年10月30日に公表された中共中央弁公庁と国務院弁公庁の通知「關於完善農村土地所有權承包權經營權分置辦法的意見」（http://www.gov.cn/xinwen/2016-10/30/content_5126200.htm、2020年5月24日接続）において示されているが、このような改革を通じて、土地をはじめとした生産要素の市場を通じた流動化を一層進める中国政府の方針は、2020年4月9日に公表された中共中央と国務院の通知「關於于構建更加完善的要素市場化配置體制機制的意見」（http://www.gov.cn/zhengce/2020-04/09/content_5500622.htm、2020年5月24日接続）で明らかにされている。
- (19) これらの改革の根拠となる法律の改正も近年に進んでいる。2018年12月（施行は2019年

1月)には「農業用地の請負関係の安定維持」のための「三権分置」改革に法的な裏付けを与える「農村土地請負法」の改正が行われた。また、「農業用地の徴用の規範化」、「経営性建設用地の市場を通じた譲渡」、「住宅用地制度改革」などの一連の改革に関する法的な根拠は、2019年8月に改正された(施行は2020年1月)新「土地管理法」に盛り込まれている。関「市場化に向けた中国における農村土地改革」参照。

- (20) 前掲関志雄「市場化に向けた中国における農村土地改革」。
- (21) 中国に限らず、前近代的土地所有制度において領主と農民との間における上級／下級所有権に与える重層的な土地所有が広く見られたことに関しては、例えば岸本美緒「土地を売ること、人を売ること」(三浦徹・関本照夫・岸本美緒編『比較史のアジア——所有・契約・市場・公正』東京大学出版会、2004年)28頁、あるいは渡辺尚志「日本近世の土地所有と土地契約」(『近現代史研究会会報』第28号、1996年)19-31頁など参照。
- (22) 一田両主制について、シンプルな説明を行っているものとしては三木聡「佃戸」(岡本隆司編『中国経済史』名古屋大学出版会、168-169頁)がある。また伝統中国の土地制度に関する資料及び主な研究成果をサーベイしたものとして、岸本美緒「明清契約文書」(滋賀秀三編『中国法制史——基本資料の研究』東京大学出版会、1993年)を挙げておく。
- (23) 寺田浩明『中国法制史』東京大学出版会、2018年、47頁。
- (24) この点に関し、田口宏二郎は「われわれの感覚からすれば、不動産の「売買」と「抵当設定」はまったく別のものであり、前者は不動産市場に、後者は金融に関わる問題である」と指摘している(田口宏二郎「南京国民政府時期の土地登記と『他項権利』(2)——抵押権」を中心に)片山剛編『近代東アジア土地調査事業研究』大阪大学出版会、2017年、229頁)。すなわち、われわれにとってなじみの深い「抵当」とは、土地売買・金融双方の期限を有し、やがて前者の側面が後景化したものである、というわけである。田口はまた近世以来の日本では幕藩政府の土地売買禁令に規定されつつ、質入(占有質)・書入(非占有質)等の手段で不動産の移転を行っていたことを指摘している。
- (25) 寺田の表現を借りれば、「一地の上に田面と田底というふたつのもの(権利)が並んである」「一つの土地の上で生計を立てている二つの一家の姿と、その生業がともに来歴と管業の形で位置づけられている様子」である(寺田前掲書、90頁)。
- (26) 岸本美緒「土地を売ること、人を売ること」(三浦徹他編、前掲書、37-38頁)。
- (27) 寺田前掲書、97頁。
- (28) 岸本美緒「明清契約文書」、780頁。
- (29) そのことを示す興味深い指摘が周其仁『産権与中国変革』(北京大学出版社、2017年)97頁において指摘されている。周知のとおり、中国では現在、都市の土地は国有とされ農村の土地は集団所有とされている。この決定は、1982年憲法改正における「都市の土地は国家によって所有される」と規定(第10条)された。この1982年憲法によって初めて過去の憲法、及びその改正案において、国有地の範囲は「鉱物、河川、国有林、荒廢地」から、すべての都市部の土地へと拡張された。一方、周によれば、文革期の1975年に施行された憲法の第6条には「法律で定められた条件に従って、国家は都市と農村の土地やその他の生産手段を購入、収用、あるいは国有化することができる」という規定がある。すなわち、1982年の憲法改正が行われるまでは、中国の都市部の土地はそのすべてが国有されていたわけではない、ということになる。また1982年より以前に政府がどのようにして「すべての都市における土地を購入、収容し、国有化したか」に関する記録も存在せず、一部の都市の私有地は1982年

の憲法改正により「国有地とされた」と考えるしかない、と周は指摘している。このことは、中国社会に生活する一般の人々にとって土地の「理念的上級所有権」がいかに「フィクション」に近いものものとして捉えられているか、端的に示す事例だと思われる。

- (30) 1940年から44年にかけて満鉄調査部は華北農村を対象に法社会学的な方法論を用い、詳細な訪問調査を行った（「中国農村慣行調査」）。この結果をめぐり、調査に関わった平野義太郎と戒能通孝の間で論争が繰り広げられた。平野は、調査地農村に日本と共通する「アジア的」な村落共同体の存在を見だし、そこから日本と中国が西洋とは異なる独自の発展をとげる可能性を強調した。一方の戒能は、「封建制」と深い関わりを持つ村落共同体を、むしろ西洋的な近代化の基礎を準備するものにとらえ、華北農村にはそのような共同体の存在は見出しがたい、として平野を批判した。旗田巍『中国村落と共同体理論』岩波書店、1973年参照。
- (31) 寺田前掲書、110頁。
- (32) 柏祐賢『経済秩序個性論Ⅱ』（柏祐賢著作集第4巻）、京都産業大学出版会、1986年。
- (33) 寺田前掲書、111頁。
- (34) 以下の技術は、稲葉振一郎『政治の理論——リベラルな共和主義のために』中央公論新社、2017年、第6章の議論を参考にしている。
- (35) デヴィッド・グレーバー著、酒井隆史・高祖岩三郎・佐々木夏子訳『負債論——貨幣と暴力の5000年』以文社、2016年。
- (36) 稲葉前掲書、150頁。
- (37) 同上書、151頁。
- (38) 同上書、155頁。
- (39) 同上書、156-157頁。
- (40) 木庭顕『誰のために法は生まれた』朝日出版社、2018年、300頁。
- (41) 木庭顕『新版・ローマ法案内』勁草書房、2017年、第4章参照。木庭によれば、このような信用取引を含む土地取引の活発化を背景に、「市民的占有（*possessio civilis*）」とその原因（合意の来歴）という2枚のカードを保持している特権的な者を「所有権者（*dominus*）」、その保持しているものを「所有権（*dominium*）」と呼ぶようになったという。
- (42) 岸本美緒「土地を売ること、人を売ること」31-32頁。
- (43) この両者の対比を法秩序の観点から見た場合、寺田浩明による「ルールとしての法」と「公論としての法」の対比に対応していよう。寺田によれば、中国における伝統的な民事裁判（「聴訟」）においては、個別の案件における情理にかなった公平な「裁き」は、個別の事情や社会情勢によって異なるべきであり、それらの事情を考慮せず、機械的にルール＝国法を適用することが忌避された。これは西洋近代における法概念：個別案件とは独立した客観的な「ルール」が存在しており、裁判を通じてその客観的な「ルール」が個別事案に適応され、強制的に実現されていく「ルールとしての法」とは鮮やかな対比をなすものである。寺田前掲書、第5章参照。
- (44) 周其仁「市場裏的企業——一個人力資本与非人力資本的特別契約」『産権与中国改革』北京大学出版社、2017年。
- (45) 岩井克人『経済学の宇宙』日本経済新聞社、2015年。
- (46) さらに岩井は、法人と経営者との契約はいわば人としての法人とその意志を代表する経営者が経営する「自己契約」に当たることを指摘し、この両者の関係を契約関係ではなく忠

実義務に裏付けられた「信任関係」として理解すべきだと指摘している。

- (47) 寺田前掲書、80-81頁。
- (48) 柏前掲書。
- (49) 根岸佶『商事に関する慣行調査報告書——合股の研究』東亜研究所、1943年（復刻版：『根岸佶著作集第3巻』不二出版、2016年）。根岸以降、合股を論じた研究は多い。代表的な日本語の文献に限ってみても、村松祐次『中国経済の社会態制』東洋経済新報社、1949年；山名正孝『中国経済の構造的な研究——経済変動の基調と構造与件』中央経済社、1954年；今堀誠二『中国封建社会の構成』勁草書房、1991年；浜下武志『近代中国の国際的契機』東京大学出版会、1991年；中井英基『張謇と中国近代企業』北海道大学出版会、1996年；川井伸一『中国企業改革の研究——国家・企業・従業員の関係』中央経済社、1996年など。しかし、これらの研究はいずれも根岸の詳細な事例研究をその出発点としている。また、特に近年の研究は合股を株式企業と対比させる際に、その出資形態に重点を置いた検討を行っており、合股の構成要素である人的資本の問題を詳しく論じたものは管見の限り見当たらない。以上の理由により、伝統中国における「ヒトの所有」すなわち人的資本の問題を検討するためには、根岸の著作はいまだにまず参照すべき研究となっている。
- (50) 中井英基『張謇と中国近代企業』も、民国期における代表的な民間紡績会社であった南通大生紗廠を例に、同社が株主の責任を有限とした株式会社形式をとっていながらも、①濃厚な人間関係によって出資関係が影響されていること、②利益配当のほかに出資の8%にあたる「官利（利息）」が支払われるなど当時の合股の慣習を継承しており、企業の内部留保が不十分だったこと、③経営の実権を握る総経理の立場が非常に強く、組織としてのガバナンスが働いていなかったことなど、実態は合股企業と同じ問題を抱えていたことを指摘している。
- (51) 根岸前掲書、66頁。
- (52) 同上書、77頁。
- (53) 同上書、17頁。
- (54) 今堀誠二「清代における合夥の近代化への傾斜——とくに東夥分化的形態について」『東洋史研究』第17巻第1号、1958年、1-49頁。また、周其仁によれば、山西票号においても、「銀股」と「身股」という出資形態の違いによる二つの股が存在し「いくつかの票号では、身股が企業の総株式資本の大半を占めていた」という。周前掲書、155頁。
- (55) 根岸前掲書、33頁。
- (56) 加藤弘之『中国経済学入門——「曖昧な制度」はいかに機能しているか』名古屋大学出版会、2016年、第5章。
- (57) 山田七絵は、北京市大興区および江蘇省宜興市の農村におけるフィールドワークを通じ、土地株式合作社のガバナンスの実態について考察を加えている。山田七絵『現代中国の農村発展と資源管理——村による集団所有と経営』東京大学出版会、2020年、第4章。
- (58) 山田前掲書、92-93頁。
- (59) 筆者が崇州市で行ったヒアリング調査では、合作社に参加している農民の平均年収（配当＋労賃）は一人当たり6,000元であり、当時の崇州市農民の平均年収の約6倍に当たるとのことであった。さらに職業経理の平均的な年収は約1万円と、かなりの高収入を得ていることがわかった。
- (60) 浜下前掲書、297頁。

- (61) 菊池道樹によれば、1987年に温州市で公布された株式合作制企業に関する暫定規定（「農村の株式組合制企業の若干の問題に関する暫定規定」）では、企業の出資に関する記述として「投下した資金・実物・技術等を現金に換算して株主となり、株式に比例して利益を享受し、危険を分担する」ことが明確に定められているという。菊池道樹「民間企業の発展と地方政府の役割」『経済志林』第70巻第3号、2002年、267頁。
- (62) 本稿では詳しく扱わないが、このようなIT産業に関する強い海外資本規制の下で、タックス・ヘイブンを利用したVIEスキームによる資本の調達が広くみられることは、近代中国において私有財産に対する私的所有権保護制度の欠如という、中国社会特有の中で、資本主義的企業が香港や上海・天津などの租界といった資本制度に関する「飛び地」を利用しつつ発展していった経緯との連続性を思い起こさせる。この点に関して、以下の文献を参照のこと。本野英一『伝統中国商業秩序の崩壊—不平等条約体制と「英語を話す中国人」』名古屋大学出版会、2004年；本野英一「書評：China under the Depression: the Regional Economy of the Lower Yangzi Delta, 1929–1937」『東洋史研究』68巻2号、2009年；城山智子『大恐慌下の中国——市場・国家・世界経済』名古屋大学出版会、2011年。
- (63) 関志雄「問われる中国のインターネット企業の海外上場の在り方——VIEスキームの功罪を中心に」『野村資本市場クォーターリー』20巻2号、2016年。
- (64) 中国におけるベンチャー企業の台頭には、言うまでもなく中国政府が2015年前後に相次いで打ち出した「大衆創業、万衆創新」、「インターネット+」、「中国製造2025」などの産業政策の影響がある。特に2014年に李克強首相により提唱された「大衆創業、万衆創新（大衆の創業、万人のイノベーション、『双创』）」という政策は広東省深圳市における「イノベーションのエコシステム」への注目を集め、中国初の「メイカームーブメント」の世界的なブームを巻き起こした。梶谷懐『中国経済講義——統計の信頼性から成長のゆくえまで』中公新書、2018年、第6章参照。
- (65) そもそも、多くの中国企業にとって、「人材の入れ替わりが激しいこと」は決してマイナス要因として捉えられていない。中村圭の言葉を借りれば、それは「人材の職業流動を通じて、企業が人材のもたらす最新の経験値と社会関係資本を蓄積してアップデートするしくみ」を支えるものとして肯定的にとらえられるからである。中村圭『なぜ中国企業は人材の流出をプラスに変えられるのか』勁草書房、2019年参照。この企業内における「人材の移り変わり」は、そのまま「企業グループ内の事業体の移り変わり」に置き換えて理解することが可能である。
- (66) 「大収斂」論に関しては、たとえばキショール・マブバニ著、山本文史訳『大収斂——膨張する中産階級が世界を変える』中央公論新社、2015年；リチャード・ボールドウィン著、遠藤真美訳『世界経済 大いなる収斂——ITがもたらす新次元のグローバリゼーション』日本経済新聞出版社、2018年を参照。